## 議案第6号

南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

## (提案理由)

公的部門(保育等)における処遇改善事業の実施について(令和3年12月24日付け総行給第80号総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知)に基づき、町立保育所等に勤務する会計年度任用職員の賃金を改善したいことから、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年南風原町条例 第26号)の一部を次のように改正する。

第30条を第31条とし、第24条から第29条までを1条ずつ繰り下げる。

第23条第1号中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第2号中「第16条第2項」を「第17条第2項」に改め、同条第3号中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改め、同条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条中「第16条」を「第17条」に改め、同条を第21条とする。

第19条第2項中「第23条」を「第24条」に改め、同条を第20条とする。

第18条第2項から第4項までの規定中「第23条」を「第24条」に改め、同条を第19条 とし、第17条を第18条とする。

第16条第4項中「第3条から第5条」を「第3条から第6条」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条第2項中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(給料の調整額)

第6条 給与条例第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

## 附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南風原町会計年度任用職員の給与及び費 用弁償に関する条例は、令和4年2月1日から適用する。